燃油削減技術を用いたイチゴ栽培・営農マニュアル作成業務委託

企画提案（プロポーザル）募集要項

令和４年６月

千葉市ＳＤＧｓ対応型施設園芸推進協議会

燃油削減技術を用いたイチゴ栽培・営農マニュアル作成業務委託

企画提案（プロポーザル）募集要項

１　目的

燃油削減技術を用いたイチゴ栽培・営農マニュアル作成を委託する事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集する。

２　業務の概要

（１）件名　　　　燃油削減技術を用いたイチゴ栽培・営農マニュアル作成業務委託

（２）委託内容　　別紙「燃油削減技術を用いたイチゴ栽培・営農マニュアル作成委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）期間　　　　契約締結日から令和５年３月１０日（木）まで

（４）履行場所　　千葉市農政センター（千葉市若葉区野呂町７１４番地３）内ハウス２棟他、指定した千葉市内イチゴ生産農家２か所

（５）委託限度額　９，２５２，５４０円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（６）支払方法　　業務完了検査後、一括払いとする。

３　参加資格

応募者は、次の参加資格要件をすべて満たさなければならない。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を協議会が求めることがある。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当し

ない者

（２）以下のアからサまでの次のいずれにも該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

イ　企画提案書類の提出前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で

同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で

同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされている者

オ　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

カ　法人税（個人に当たっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納してい

ない者（新型コロナウィルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められた

ものは除く。）

キ　千葉県内に本店又は営業所を有する者にあっては、すべての千葉県税を完納し

ていない者（新型コロナウィルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認めら

れたものは除く。）

ク　千葉市内に本店又は営業所を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含

む。）を完納していない者（新型コロナウィルス感染症等に係る納税猶予の特例

の適用が認められたものは除く。）

ケ　千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者

にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

コ　各行政機関等から指名停止を受けている期間中である者

サ　千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

４　参加手続き

（１）スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 日程 |
| ① | 公募及び質問受付開始日 | 令和４年６月２２日（水） |
| ② | 質問受付締切日 | 令和４年６月２３日（木） |
| ③ | 質問への回答日 | 令和４年６月２４日（金） |
| ④ | 企画提案参加の申込受付締切日 | 令和４年６月２７日（月） |
| ⑤ | 企画提案書の受付締切日 | 令和４年６月２９日（水） |
| ⑥ | 選考委員会実施日 | 令和４年７月　１日（金） |
| ⑦ | 選考結果通知（発送） | 令和４年７月　４日（月） |

（２）質問の受付について

本募集要項及び仕様書等の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア　受付期限

令和４年６月２３日（木）午後５時まで

イ　質問方法

下記メールアドレスに質問書（様式第５号）を送信すること。

なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。メール送信後には必ず電話により着信確認をすること。

千葉市ＳＤＧｓ対応型施設園芸推進協議会事務局（農政センター農業生産振興課）

　電子メール： seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp

　電話番号：０４３－２２８－６２８０

ウ　回答

質問の回答は令和４年６月２４日（金）午後５時までに千葉市ＳＤＧｓ対応型施設園芸推進協議会（以下「協議会」という。）ホームページに公開する。

なお、回答の内容は、本募集要項の追加又は修正とみなす。

（３）企画提案参加申込みについて

企画提案に参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

ア　提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式第１号）

（イ）会社概要及び履行実績調書(様式第２号)

（ウ）誓約書（様式第３号）

（エ）類似業績履行実績（契約書及び仕様書の写し）

（オ）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※

（カ）印鑑証明書（代表者印）※

（キ）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書※

　　　（千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ）

（ク）市町村民税又は特別区民税の滞納無証明又は納税証明書※

（千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ）

※発行日は申請日から３カ月以内

イ　提出期限

令和４年６月２７日（月）午後５時まで

（土、日及び休日を除く午前９時から午後５時まで）

なお、郵送の場合は書留の扱いとし、締切日に必着のこと。

ウ　提出先

〒２６５－００５３ 千葉市若葉区野呂町７１４番地３

千葉市ＳＤＧｓ対応型施設園芸推進協議会事務局

（農政センター農業生産振興課技術振興班）

（４）企画提案書の提出について

ア　提出書類

（ア）企画提案書 （様式第４号）

（イ）企画提案書（本編） （任意様式）

＜企画提案内容に係る書類における留意事項＞

・書式等は自由とする。図表や写真等を使って分かりやすい物になるよう留

意すること。

・提案内容には、「仕様書　５業務対象施設及び内容」に定める事項につい

て、その考え方や方法等の提案が分かる情報を必ず含むこと。

・プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクターを使用する場合は、電子データ（Microsoft Word形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式）を記録したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

（ウ）工程計画 （任意様式）

（エ）実施体制表（任意様式）

（オ）スケジュール管理表(任意様式)

（カ）参考見積書及び積算内訳書（任意様式）

イ　提出期限

令和４年６月２９日（水）午後５時まで

（土、日及び休日を除く午前９時から午後５時まで）

なお、郵送の場合は、書留の扱いとし、提出期限に必着のこと。

ウ　提出先

〒２６５－００５３ 千葉市若葉区野呂町７１４番地３

千葉市ＳＤＧｓ対応型施設園芸推進協議会事務局

（農政センター農業生産振興課技術振興班）

　　エ　提出部数

　４部（正本１部、副本３部とし、副本には社名等を記載しないこと。）

（６）選考委員会について

ア　日時

令和４年７月１日（金）午後３時　〔予定〕

イ　場所

千葉市若葉区野呂町７１４番地３　農政センター内農林業センター２階会議室

ウ　実施方法

　 ＷＥＢ（Ｚｏｏｍ等）

エ　内容

提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施。

なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とする。

企画提案書の内容について、１社当たり３０分程度のプレゼンテーション（説明

１５分、質疑応答１５分）を実施する。

（７）選考結果の通知について（予定）

ア　通知日

令和４年７月４日（月）

イ　通知方法

企画提案書の提出者全員へ電子メールで結果を通知するとともに、協議会ホームページで公表する。

５　事業者選定

（１）契約予定者の決定

提案内容及び実施体制等を総合的に勘案し、最も優れた者を選定し、委託契約予定者として決定する。

（２）選考方法

ア　千葉市で設置する選考委員会で審査・選考する。

イ　審査方法

各選考委員が（３）の審査基準に基づいて、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに審査する｡ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選考を行う場合がある。

なお、最多得点の提案が複数あった場合は、審査の着眼点の③又は⑤の点数が高

　　　い者を選考する。

　　ウ　提案者が１者であっても、同様の審査を行う。

（３）審査基準

各選考委員が次の「審査項目等」に基づき、提出されたすべての企画提案書をもとに採点する｡

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の着眼点 | 評価点 |
| 事業主体の適格性 |  | 過去10年間に請け負った、営農マニュアルの作成等類似事業の実績があるか | ２０点 |
|  | 役割分担が明確な実施体制が組まれており、配置人数が十分となっているか。 | １０点 |
|  | 実施手順、実施体制、その他制約条件を理解した工程となっているか。工程を遵守するとともに遅延リスクへの対応が示されているか。 | １０点 |
| 業務内容 |  | 委託業務の趣旨をよく理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえた設計となっているか。 | ２０点 |
|  | 実証区の栽培環境データなど必要なデータを収集し、集計及び分析できる仕組み及び能力を有しているか。 | ２０点 |
|  | 農業者等にわかりやすく成果を伝えられる提案となっているか。 | １０点 |
|  | 「みどりの食料システム戦略」について十分理解しているか。 | １０点 |
|  |  | 合計 | １００点 |

（４）提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア　見積額が２（５）に記載する委託料を超過した場合。

イ　その他、提案者が委託業務を遂行するに当たり、著しい問題があると協議会が

判断した場合。

（５）選考結果の通知

　 「４　参加手続き（７）選考結果の通知について」のとおり。

６　契約について

（１）契約の締結

ア　選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。

イ　前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

（２）留意事項

ア　契約に当たっては、契約書を２通作成し、各１通を保有する。

イ　提案された企画提案を尊重するが、必ずしも企画提案どおりに委託するもの

ではない。

なお、募集時に示す業務委託仕様書については、状況により、提案された内容を

もとに委託先候補との修正協議を受け入れる。

ウ　契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とす

る。

エ　業務の一部について、他者に委託する際は、事前に市と協議し、承認を得ること。

オ　委託費の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする｡

カ　著作権については、仕様書（別紙）記載のとおりとする。

（３）守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない｡

７　その他

（１）企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。

（３）応募書類は、千葉市情報公開条例（平成１２年市条例第５２号）の規定に基づき開

示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただ

し、企画提案書選定期間中は、同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対

象としない。

（４）事業において使用する言語等は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位

は、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

（５）市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

８　問い合わせ先

千葉市ＳＤＧｓ対応型施設園芸推進協議会事務局

（農業生産振興課技術振興班　担当：佐々木、松﨑）

〒２６５－００５３　千葉市若葉区野呂町７１４番地３

電話：０４３－２２８－６２８０